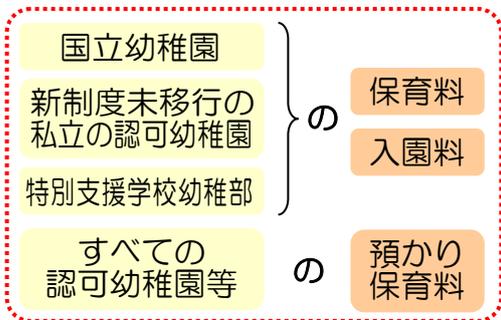


# 無償化の対象となる利用料の請求方法

保護者が一旦利用料を施設に全額支払い、後日明石市から保護者に無償化相当額が返還されます。

## 対象利用料



↑上記の施設は、施設が保護者に代わって請求するため手続不要場合があります。詳しくは施設にお問合せください。

認可外保育施設等の保育料

国立幼稚園  
新制度未移行の私立の認可幼稚園  
の  
副食費

※副食費は世帯年収360万円未満相当の子及び第3子以降に限る

## 手続きの流れ

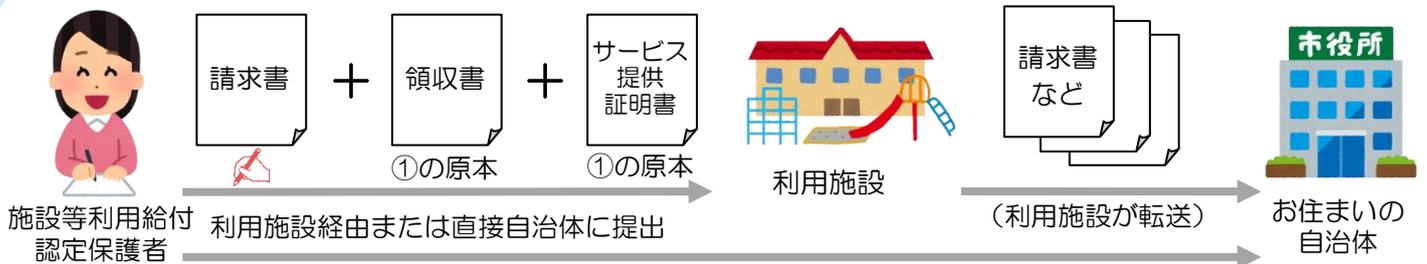
① 保護者が施設に利用料を支払い、施設は保護者に領収書・サービス提供証明書を発行します。



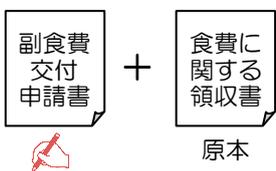
② 自治体への給付請求は3か月ごとです。請求の時期まで①の書類は大切に保管してください。

10～12月分	→1月に請求	1～3月分	→4月に請求
4～6月分	→7月に請求	7～9月分	→10月に請求

③ 請求の時期が来たら必要書類を利用施設またはお住まいの自治体にご提出ください。



副食費については以下の書類を提出してください。



複数の施設を利用した場合は書類をいずれかの施設にまとめて提出することができます。

- 認可外保育施設の請求書等
- 一時預かりの請求書等
- 病児・病後児保育の請求書等
- ファミリー・サポート・センターの請求書等
- 預かり保育の請求書等



施設によっては書類の提出を受け付けていません。利用施設にご確認いただき、提出を受け付けていない施設の場合は明石市に直接ご提出ください。



提出締切や請求の手順など、詳しくは明石市ホームページ「幼児教育・保育の無償化」をご確認ください。請求書など、請求に必要な様式も掲載しています。



④ 明石市から無償化相当額が振り込まれます。

